

令和6年度

組合運営実務講習会

中小企業団体中央会と
中小企業組合士の概要について

令和6年10月16日(水) 組合制度基礎講義

中小企業団体中央会とは

全国中小企業団体中央会

47 都道府県中小企業団体中央会

全国 35,383 の中小企業組合

(※令和4年3月末全国中央会調べ)

北海道中小企業団体中央会とは

■ 沿革

昭和9年 工業組合中央会北海道支部設置

昭和13年 商業組合中央会北海道支部設置

昭和18年 上記合併し商工組合中央会北海道
支部設置

昭和30年 北海道中小企業等協同組合中央会
として法制化

昭和33年 法改正により北海道中小企業団体
中央会と改称、現在に至る。

■ 概要

会 長 高橋 秀樹

(旭川林産協同組合 代表理事)

設立年月日 昭和30年12月3日
(登記日)

会 員 数 1,219組合(令和9年9月時点)
事業協同組合、企業組合、商工、協業組合、
商店街振興組合 その他団体

北海道中小企業団体中央会とは

■ 主な事業

相談・支援業務

- ・ 組合の設立、解散
- ・ 行政庁への届出書類
- ・ 組合関係税制
- ・ 官公需適格組合証明申請
- ・ 外国人技能実習制度
- ・ 認定支援機関としての支援

補助金・助成金業務

- ・ 先進的な取組への助成
- ・ 研修会等 開催費用の助成
- ・ 弁護士等 相談費用の助成
- ・ ものづくり補助金

専門家指導

- ・ 専門家による無料窓口相談、
無料専門家派遣

北海道中小企業団体中央会とは

■ 主な事業

建 議 陳 情

- ・ 北海道や国等への要望活動
- ・ 中小企業団体 全道大会
- ・ 中小企業団体 全国大会
- ・ 官公需問題懇談会

情 報 提 供 事 業

- ・ 機関誌ニュースレポート中央会
- ・ 各種セミナー、研修会等の開催
- ・ 中小企業の実態調査
(景況、労働環境、賃金、廃業等)
- ・ ホームページ、メルマガ
- ・ 中小企業くみあい祭り

関 係 団 体 支 援

- ・ 北海道中小企業青年中央会
- ・ 北海道官公需適格組合協議会
- ・ 北海道中小企業組合士会
- ・ 中小企業団体事務長会

中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。たとえば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業が対象です。

試験の傾向（組合制度）

■ 合格率

令和5年度（全体で59.4%）

会計：63.2% 運営：89.2% 制度：90.7%

■ 問題の内容（過去3年間）

○記述式問題

R 5	①組合の「基準及び原則」について
	②中小企業等協同組合法の相互補助の精神について
R 4	①中小企業の協同組合と株式会社の相違について
	②中小企業組合の政治的中立の原則について
R 3	①中小企業等協同組合法に定められている相互扶助の精神について
	②中小企業組合の組合員の権利義務について

○選択式問題

R 5	①中小企業基本法
	②組合について
	③中協法、団体法、商店街法
R 4	①中小企業基本法
	②組合について
	③中協法、団体法、商店街法
R 3	①中小企業基本法
	②組合について
	③中協法、団体法、商店街法

中小企業組合の役割・効果

1

組合員の経営安定・基盤強化への寄与

- 生産性の向上
- 技術力の向上
- 情報の活用
- 人材の確保・育成
- 資金調達の円滑化
- 取引条件の改善 等々

2

新たな分野への挑戦

- 新製品・新技術開発
- 新市場・新販路開拓
- 異分野・農商工連携
- 地域資源の活用 等々

3

業界全体の改善発達

- 業界全体の技術水準の向上
- 業界の地位向上
- 取引条件の改善
- 業界内外の実態把握と対応策の策定 等々

4

要望・意見等の実現

- 建議・陳情による政策面からの環境改善
- 新たな支援施策の実現 等々

特定地域づくり事業協同組合制度の概要 (出典:総務省資料)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

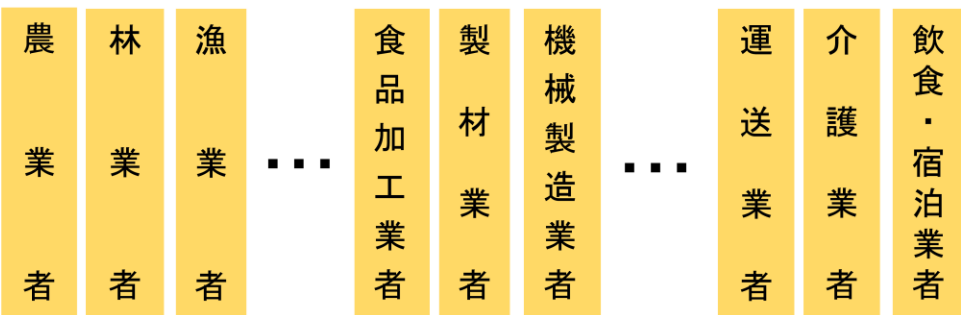
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合

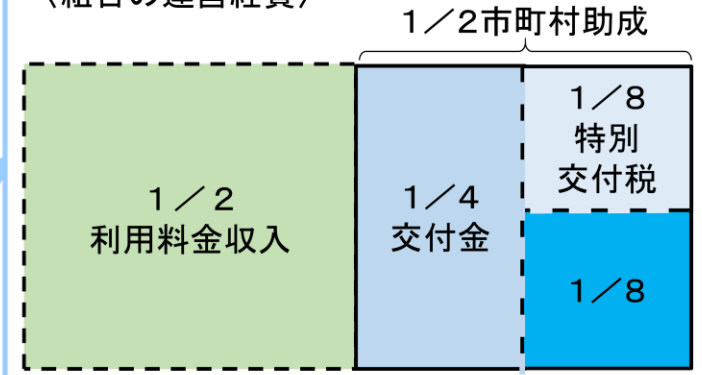
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政支援

認定

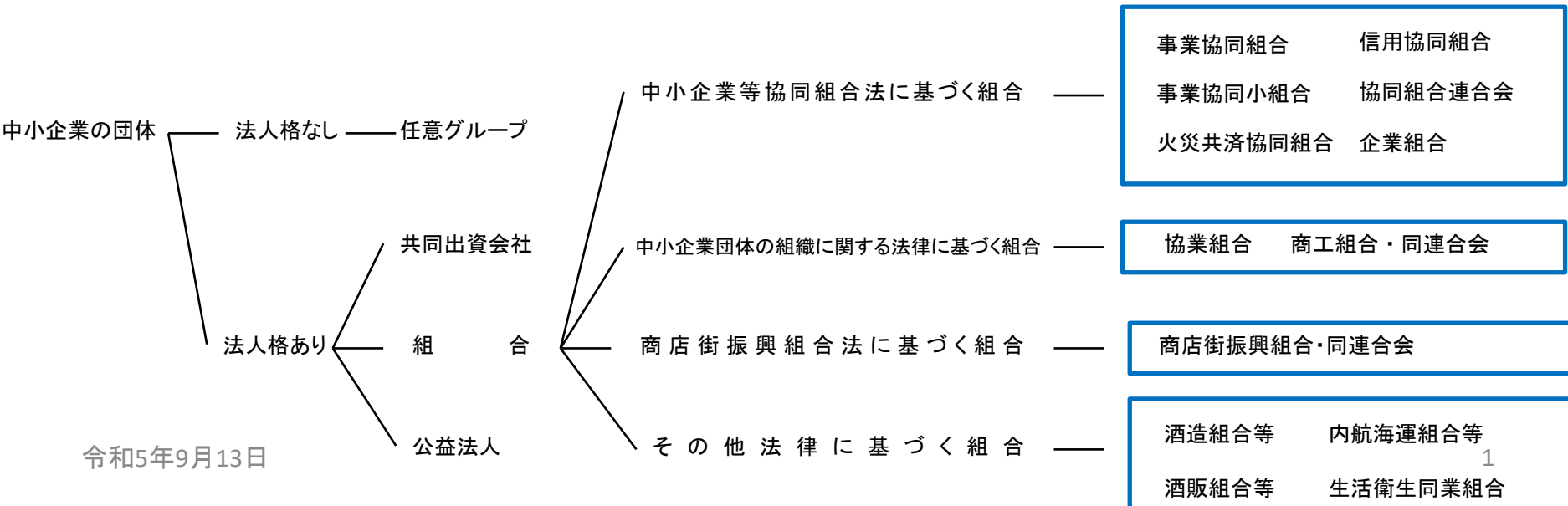
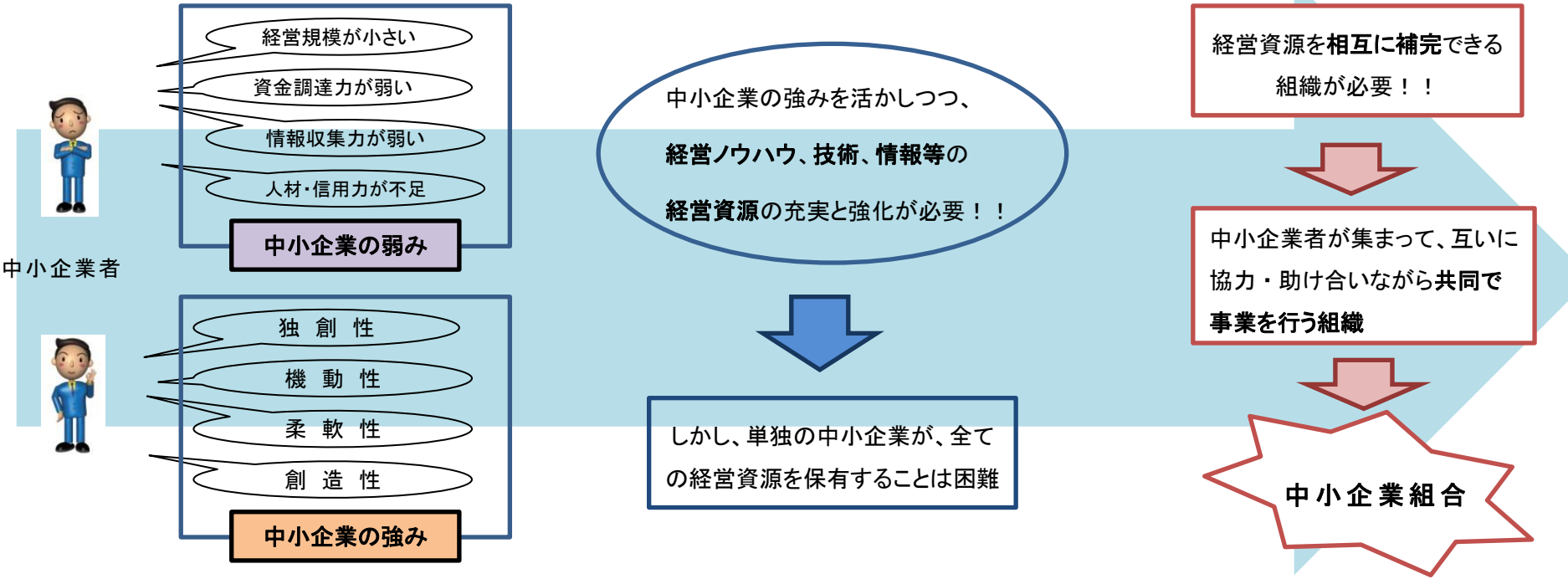
市町村

〈組合の運営経費〉



都道府県

I 中小企業組合とは？



■ 事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、相互扶助の精神に基づいて**共同事業**を行う。組合員の事業を支援・助成するためのものであれば、ほとんど全ての分野の事業が実施可能。

4人の中小企業者が集まれば設立できることから、比較的設立しやすく、あらゆる産業分野に普及している代表的な組合。

■ 事業協同小組合

組合員となることができる資格が、**従業員5人以下(商業・サービス業は2人以下)の事業者**に限られていることが特色で、それ以外は事業協同組合とほぼ同様の組合。

■ 火災共済協同組合

中小企業者が、火災等によりその財産に生ずる損害を補償することを目的とした組合。行える事業は、**火災共済事業に限られ**、その設立は事業協同組合と異なり、出資総額、組合員数等に制限があります。

■ 協同組合連合会

協同組合が単独で行うよりも、大きな効果が期待できるような共同事業(例えば、共同宣伝、共同購買、情報提供事業等)を行って、その会員である協同組合やその構成員である組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした**協同組合の連合体**。

■ 企業組合

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、個々の資本と労働力を組合に集約して、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合。

他の組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、安定した自らが働く場を確保するのに適している。

企業組合は、**組合員の2分の1以上が組合の事業に従事**しなければならない。(従事比率)

又、全従業員の(企業組合の行う事業に従事している組合員+組合員ではない従業員)数の**3分の1以上が従事している組合員**でなければならない。(組合員比率)

■ 商店街振興組合

小売商業又はサービス業を営む事業者等が**商店街を中心**として設立するもので、**街路灯、アーケード**、カラ―舗装、共同駐車場等の誘客のための**環境整備**や集会場などのコミュニティ施設の設置を行い、**商店街の活性化を図る**ための組合。

商店街振興組合は、商店街を中心とした街づくりを行うことから、設立する際には次の要件を満たさなければならない。

・小売商業又はサービス業を営む**事業者30人以上が近接して商店街を形成**している地区であること。

・その地区内で組合員となる者の**3分の2以上が組合員**となり、さらに**全組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業**を営む事業者であること。

■ 信用協同組合

中小企業者、勤労者、地域住民が相互扶助の精神に基づき、協同して**預金の預け入れ及び資金の貸付等の信用事業**等を行う組合。

■ 協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んだ**事業を統合し、設備や経営の合理化や、生産、販売能力の向上**を図ろうとする組合。

協業組合の形態には、組合員の事業の一部を統合する「**一部協業**」と事業の全てを統合する「**全部協業**」がある。

どちらの場合も、組合員は必ず事業者でなければならず、**組合に統合した事業は原則として、個々の組合員は事業として行えない**。

組合の特色として、**出資額に応じて議決権に差を設けることや、新規組合員の加入を制限**することもできる。

出資額についても、組合員1人で**出資総口数の50%未満まで持つ**ことが可能。※協同組合は25%(4分の1)まで

協業組合は、4人以上の事業者で設立することができ、組合に加入できる者は原則として中小企業者に限られるが、**定款に定めれば組合員数の4分の1以内まで大企業者を加入**させることができる。

■ 商工組合

業界全体の改善・発達を図ることを主目的とする同業者によって設立される組合。

業界を代表する同業組合的性格を有するとともに、設立に当たっては、組合の地区は**原則として1以上の都道府県を地区**とすること、その**地区内の同業者の2分の1以上が組合員**となるものでなければならない。

商工組合の組合員は原則として中小企業者であるが、**一定の条件のもとに大企業なども組合員となることができる**。(組合員の業種について、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている業種である場合など)

商工組合の行う事業には、「組合員の事業に関する指導教育、情報の収集提供、調査研究」「組合員のためにする組合協約の締結」などがある。

商工組合には、**出資制の組合と非出資制の組合**があり、出資制の組合は上記の事業と併せて、事業協同組合と同じように共同生産・加工・共同販売・共同購買等の共同経済事業を行うことができる。**出資制と非出資制にそれぞれ移行**することも可能。

■ 商工組合連合会

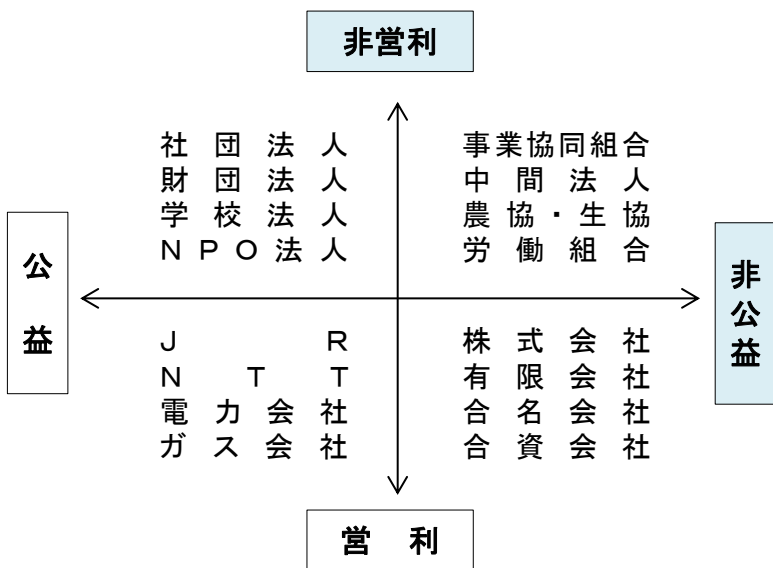
会員である商工組合の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善発達等をより広範囲に展開し、業界全体の向上を目的とする**商工組合の連合体**。

■ 生活衛生同業組合

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民の**生活衛生**に特に関係の深い**業種の事業者**によって組織される組合。

主な事業としては、適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るため、**営業方法の取り決め**や**営業施設の配置基準**の設定などを行う。

又、健全な営業を妨げている過当競争を取り除くため、行政庁の認可を受けて料金や販売価格の制限などを行うこともできる。



※ 明確に分類できる訳ではないが参考として。

- 営利 → 法人の構成員に対して利益を配分する
- 非営利 → 法人の構成員にたいして利益を配分しない (又は制限がある)
- 公益 → 不特定多数のもののために活動する
- 非公益 → 特定のメンバーのために活動する

	事業協同組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	利益追求
性格	人的結合体	物的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	資本金1円以上
組合員資格	地区内の中小事業者	無制限
加入	自由	株式の譲受等による
脱退	自由	株式の譲渡等による
出資限度	原則1組合員は100分の25まで	なし
議決権	平等(1人1票)	出資別(1株1票)
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法	会社法

中小企業等協同組合法 第5条（基準及び原則）

（基準） → 事業協同組合として存立するには、次の基準を満たすこと

- ① 組合員の相互扶助を目的とすること。
- ② 組合員が任意に加入し、脱退できること。
- ③ 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- ④ 剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

（原則） → 事業協同組合の運営は、次の原則を守ること

- ① 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行ってはならない
- ② 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

組合の共同事業を通じて、組合員が儲かることが目的。
組合自体が利益を得ることが目的ではない。
組合は共同事業の手数料や賦課金（組合費）が主な収入源となる。
組合自体が直接的に利益を得る事業は出来ない。（直営事業は出来ない。）

独占禁止法との関係

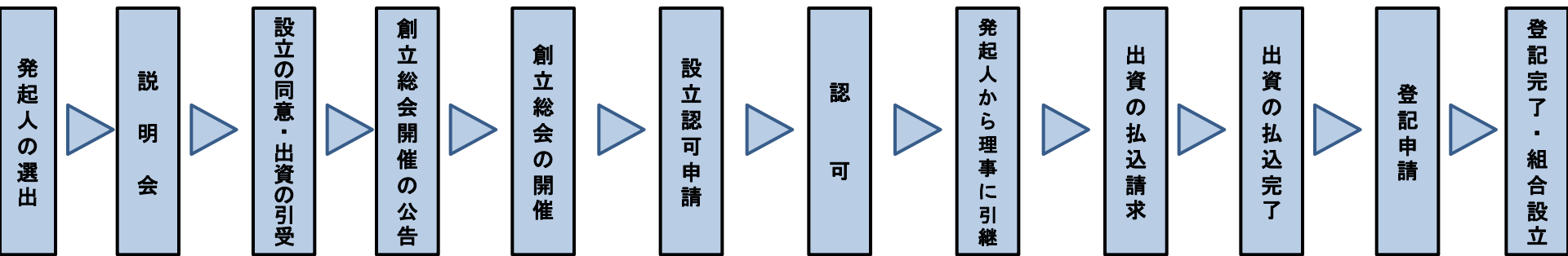
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第6章 適用除外 第22条（一定の組合の行為）

法律の規定に基づいて設立された組合、かつ、次の各号の要件を備える組合の行為については独占禁止法を適用しない。

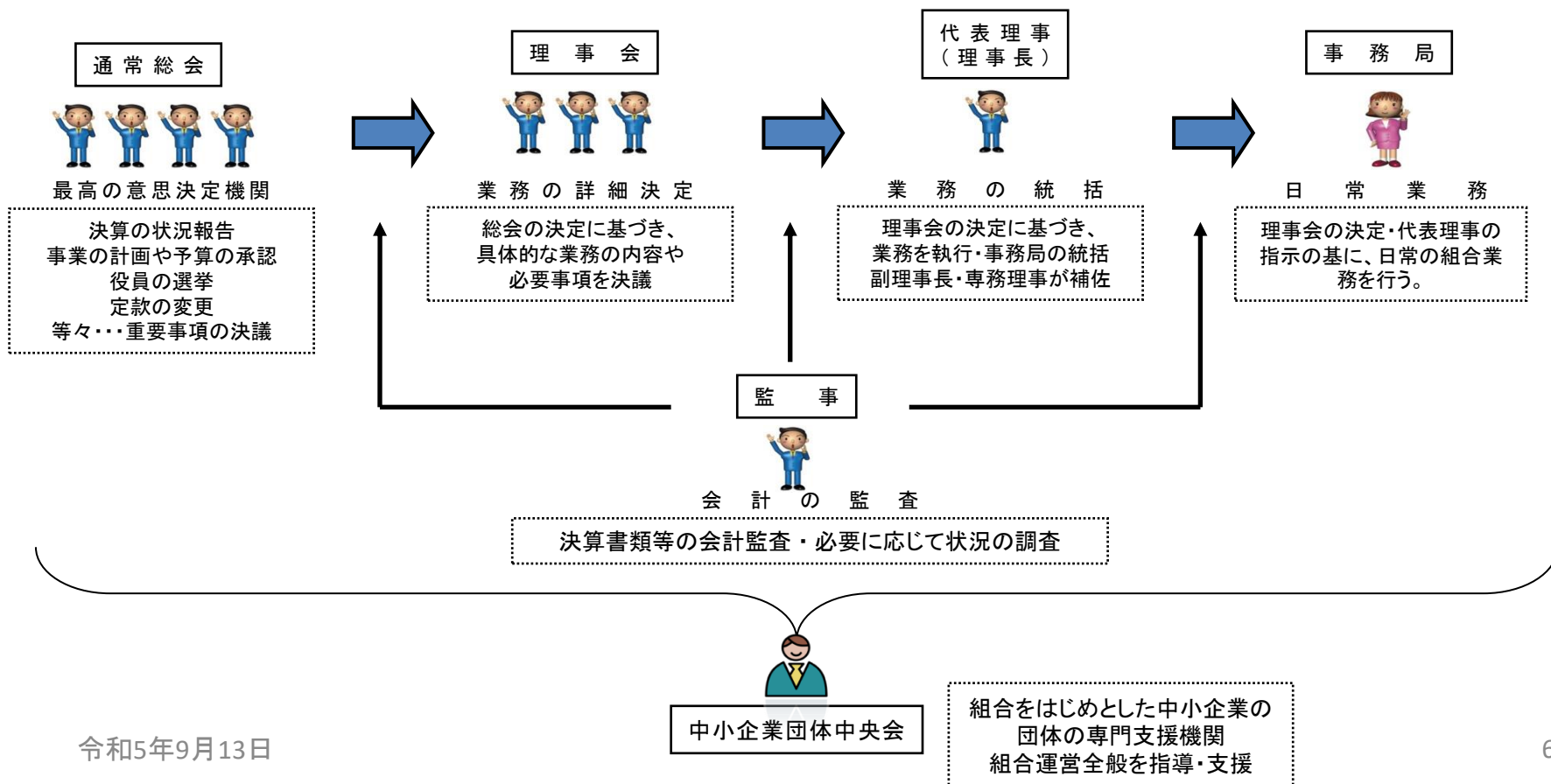
（ただし、不公正な取引方法を用いる場合や、一定の取引分野における競争を実質的に制限することで、不当に対価を引き上げる場合は摘要が除外されない。）

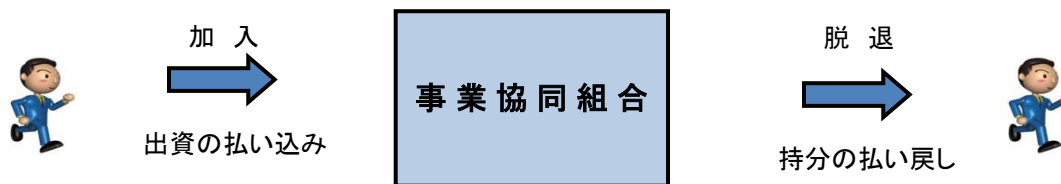
- ① 小規模の事業者又は、消費者の相互扶助を目的とすること
- ② 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。
- ③ 各組合員が平等の議決権を有すること
- ④ 組合員に対して利益配分を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められている。

VI 事業協同組合の設立流れ



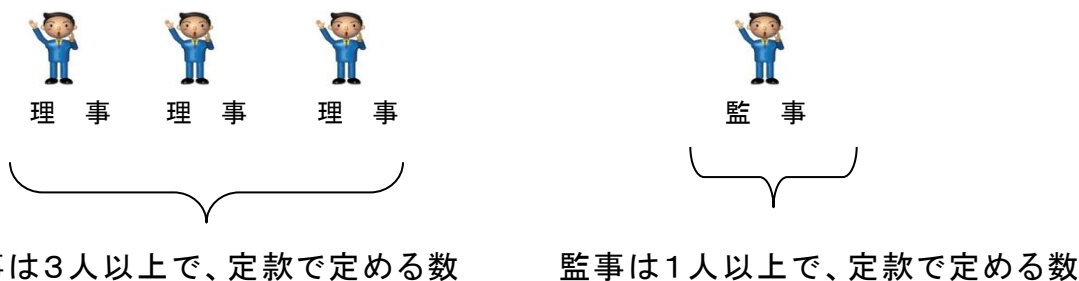
VII 事業協同組合の組織





組合員の加入・脱退は自由です。

Ⅸ 組合の役員



■ 役員を選出

① 組合の役員(理事・監事)は、『総会』で、**定款**で定める方法により選出します。

任期は、**定款**で定める期間。(理事は2年以内、監事は4年以内)

※ 組合役員(理事・監事)に選任できるのは、**組合員企業で役員の方**です。

但し、定款で定めることで理事については定数の3分の1まで、組合員企業の役員以外の方も選任できます。**(員外理事)**

監事については、定款で定めることで、その全てを組合員企業の役員以外の方とすることもできます。**(員外監事)**

② 選ばれた理事の方々に『理事会』を開催し、代表理事(理事長)や必要に応じて副理事長や専務理事を選出します。

■ 行政庁への届出

通常総会終了後、2週間以内に行政庁へ次の書類を届出しなければいけません。届出書類は、中央会経由で行政庁へ進達します。

① 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

この届出は、組合の**決算の状況**を行政へ報告するものです。**毎年、必ず届出**が必要です。

② 中小企業等協同組合役員変更届書

この届出は、組合の**役員**の状況を行政へ報告するものです。役員に変更があった都度、**届出**が必要です。**役員改選期**については、**変更がなくても**届出が必要です。

③ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書

定款の変更には、**行政庁の認可**が必要です。この申請書は、定款変更の認可を申請する書類です。認可が降りると、この申請書の上に認可書が貼り付けられて組合へ郵送されます。

■ 法務局への登記申請

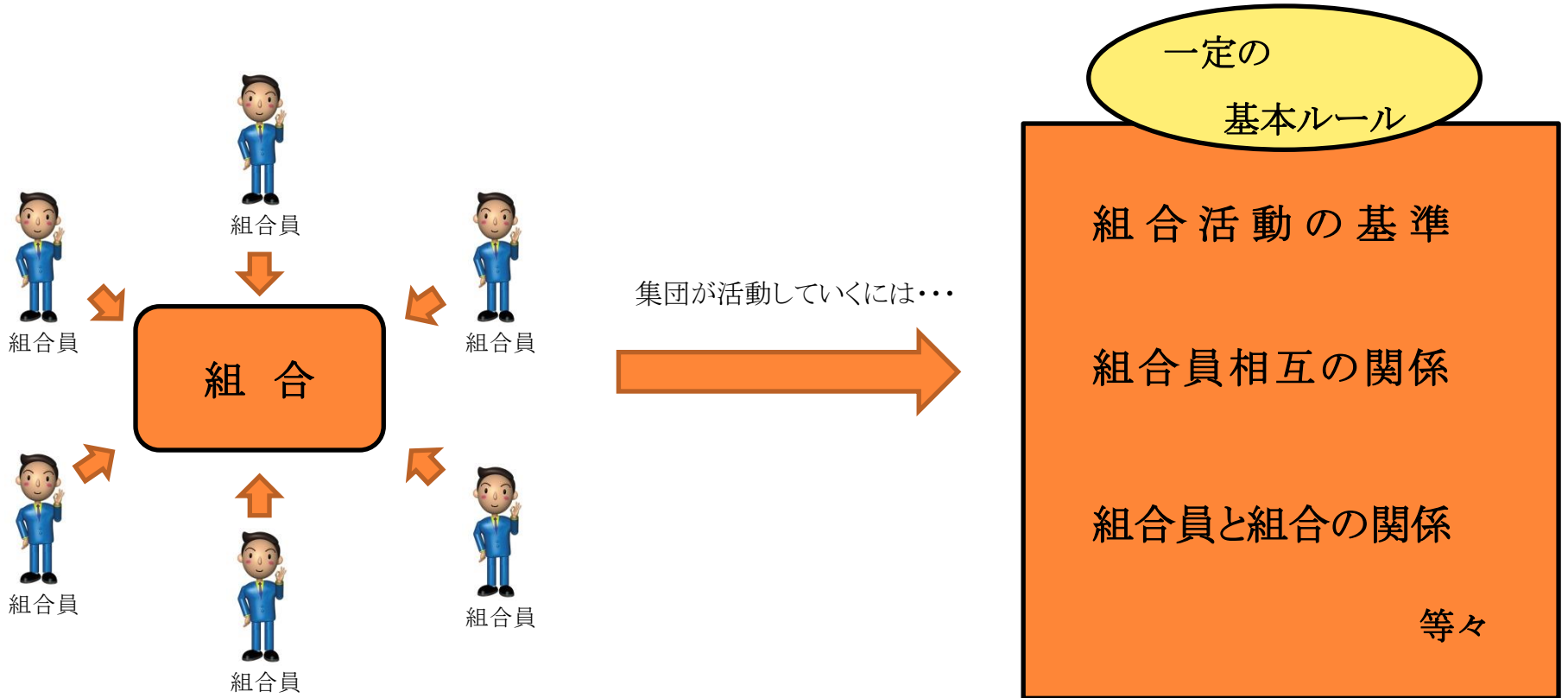
次の事項に変更があった場合は、登記申請が必要です。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ① 事業 | ⑤ 出資1口の金額 |
| ② 名称 | ⑥ 出資口数・出資総額 |
| ③ 地区 | ⑦ 代表者の氏名・住所 |
| ④ 公告方法
<small>令和5年1月3日</small> | ⑧ 事務所所在地 |



注意 ⑦ 代表者の氏名・住所については、理事長に**変更がなくても**、役員改選期には、同じ人が理事長になったということで、法務局へ登記申請が必要です。

そもそも定款とは？



定款は、組織活動の基本。(組合の憲法)

組合員、役員、組合自体も、定款の規定に背くことはできない。

定款を変更するには、総会の決議が必要 + 所管行政庁の認可が必要

定款の記載事項

① 必要記載事項

- a 絶対的必要記載事項 → 定款に必ず記載しなければならない事項。一つでも、欠いた場合は、定款が無効。
- b 相対的必要記載事項 → 定款に記載することで、法律上の効力が生じる事項。

② 任意記載事項 → 法律の規定により、強制されることなく、全く任意に組合が記載する事項。

法律で定める必要記載事項

■ 絶対的必要記載事項

- | | |
|---------------------|--|
| ① 事業 | ⑧ 経費の分担に関する規定 |
| ② 名称 | ⑨ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 |
| ③ 地区 | ⑩ 準備金の額及びその積立の方法 |
| ④ 事務所所在地 | ⑪ 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定 |
| ⑤ 組合員たる資格に関する規定 | ⑫ 事業年度 |
| ⑥ 組合員の加入及び脱退に関する規定 | ⑬ 公告方法 |
| ⑦ 出資一口の金額及びその払込みの方法 | ⑭ 共済事業を行う組合は、共済金額の削減及び共済掛金の追徴(ついちょう)に関する事項 |

■ 相対的必要記載事項

- ① 組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由
- ② 現物出資を認める場合は、現物出資する者の氏名、出資する財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
- ③ 組合の設立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名

定款参考例（事業協同組合）の補足

第3条（地区）

■ ここでいう地区とは、営業エリアではないので注意。ここに定めた区域内で、事業を行っている者が組合員となれる。



- ① 本組合の地区は、A市の区域とする。 → A市で事業を行う者であれば、組合に加入できる。（認可庁:A市）
- ② 本組合の地区は、A市及びB市の区域とする。 → A市又はB市で事業を行う者であれば、組合に加入できる。（認可庁:空知総合振興局）
- ③ 本組合の地区は、A市、B市及びC市の区域とする。 → A市、B市、C市で事業を行う者であれば、組合に加入できる。（認可庁:北海道庁(本庁)）

注意 定款変更により、地区を拡大する（増やす）ことは出来るが、実際にその地区から、組合への加入申込みがないと出来ない。

第6条（規約）

■ 規約・規程 → 組合の運営・管理を実際に行うにあたって、定款よりも、より詳細で具体的な実施基準のこと。

規約

総会
決議事項

組合員を直接的に拘束するような事項

- 規約で定めることができる事項（組合法 第34条）
 - ① 総会に関する規定
 - ② 業務の執行・会計に関する規定
 - ③ 役員に関する規定
 - ④ 組合員に関する規定
 - ⑤ その他必要な事項

- 例)
- ① 総会運営規約（採決の方法は挙手？起立？）
 - ② 共同受注事業規約（何かあった時の責任は？）
 - ③ 役員選挙規約（投票になったらどうする？）
 - ④ ○○部会規約、○○委員会規約 など

規程

理事会
決議事項

直接組合員の権利義務に影響を及ぼさない事項

- 例)
- ① 理事会規程（採決の方法は挙手？起立？）
 - ② 事務局組織規定（事務局の体制等について）
 - ③ 就業規則（事務局職員の就業規則）
 - ④ 役員旅費規程（組合役員の出張旅費など）
 - ⑤ 顧問、相談役、参与委嘱規程（誰がなるのか？）
など

■ 定款で定めた場合は、

規約の軽微な変更、関係法令の改正に伴う規定の整理については、総会の議決が不要。
 ただし、変更の範囲、内容等について、**書面による通知かつ定款に基づいた公告**が必要である。

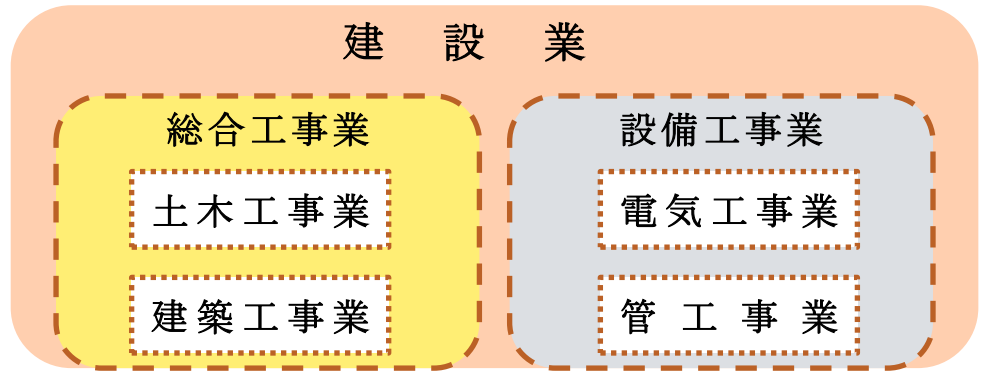
第8条（組合員の資格）

組合への加入希望者 →

- ① 業種は？
- ② どこに事業場(事業所)があるのか？

①、②両方の要件を満たさないと組合員
になれない。(組合員になれる資格)

① ○○を行う事業者であること



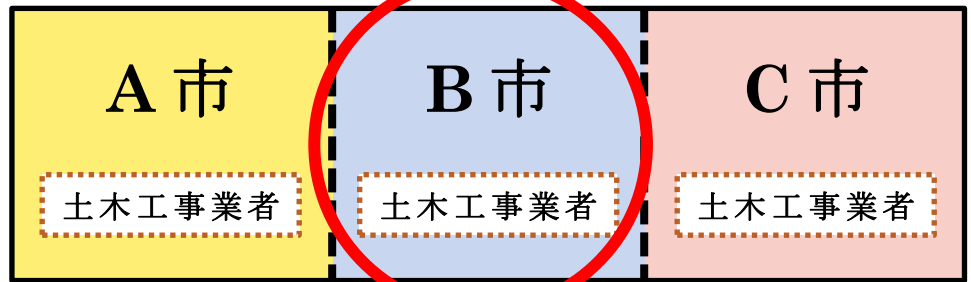
仮に、建設業を行う事業者と規定すると、左図の
全ての業者が組合に加入できることになる。

(認可されない可能性アリ)

可能な限り、具体的な業種(細かい分類)を規定
することが望ましい。

② 組合の地区内に事業場を有すること

定款 第3条（地区）



第8条(組合員の資格)
本組合の組合員たる資格を有する者は……………
(1)土木工事業を行う事業者であること
(2)組合の地区内に事業場を有すること

第3条(地区)
本組合の地区は、B市の区域とする。

第9条（加入）

加入自由の原則 → 組合員資格を有する者の加入は、「正当な理由」がなければ拒否できない。

- 正当な理由とは……
- ① 加入申込者の規模が大きすぎる場合
 - ② 除名された者が除名理由を解消していないのに加入申込した場合
 - ③ 加入前に員外者として組合活動を妨害していた者である場合
 - ④ 組合の共同施設の稼働状況が既にいっぱいである場合 など



組合は、新規の加入者に対して、現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を課すことは許されない。

		令和	年	月	日
〇〇〇組合理事長 殿					
		住 所			
		氏 名	印		
加入申込書（原始加入）					
このたび貴組合の定款を承認し下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。					
記					
1. 事業を行う場所					
2. 事業の種類					
3. 常時使用する従業員および資本総額					
				人	円
4. 引き受けようとする出資口数および金額					
				口	円

		令和	年	月	日
加入申込者 宛					
		組 合 名			
		理事長名	印		
加入承諾書					
〇年〇月〇日付でお申し込みのあった組合加入のことについては承認することとなりましたので、ご通知いたします。					
なお、出資額については次によりお払い込み下さるようお願いいたします。					
記					
1. 出資口数および金額					
				口	円
2. 払込月日					
3. 払込場所					
〇〇銀行〇〇支店 または 当組合事務所					

第10条（加入者の出資払込み）

組合員の資格がある者は、持分の譲渡を受けて、組合に加入することも可能。（譲渡加入）

令和 年 月 日

〇〇組合理事長 殿

譲渡人 住所
氏名 印

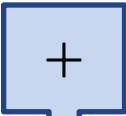
譲受人 住所
氏名 印

持分譲渡承認願

このたび譲渡人〇〇の持分〇〇のうち〇〇を、加入しようとする△△に譲渡いたしたいのでご承認下さるよう中小企業等協同組合法第17条(または商店街振興組合法第27条)の規定により申請いたします。

記

1. 譲渡人 組合員 〇〇
2. 譲受人 △△
3. 譲り渡す出資額 〇〇円



令和 年 月 日

〇〇組合理事長 殿

住所
氏名 印

持分譲受けによる加入申込書

このたび貴組合 組合員〇〇より、その持分を譲り受けたいので、下記により加入を申し込みます。

記

1. 事業を行う場所
2. 事業の種類
3. 常時市用する従業員および資本総額 人 円
4. 引き受けようとする出資口数および金額 口 円

理事会にて、持分譲渡および加入の諾否について決議

令和 年 月 日

譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 〇〇〇〇

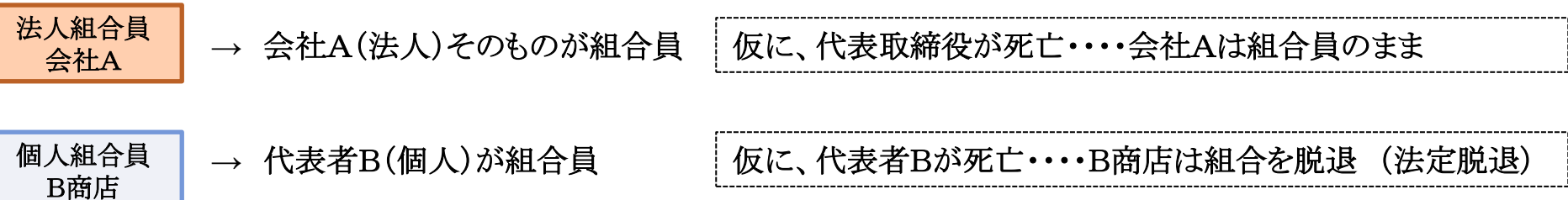
組 合 名
理事長名 印

持分譲渡の承認について(通知)

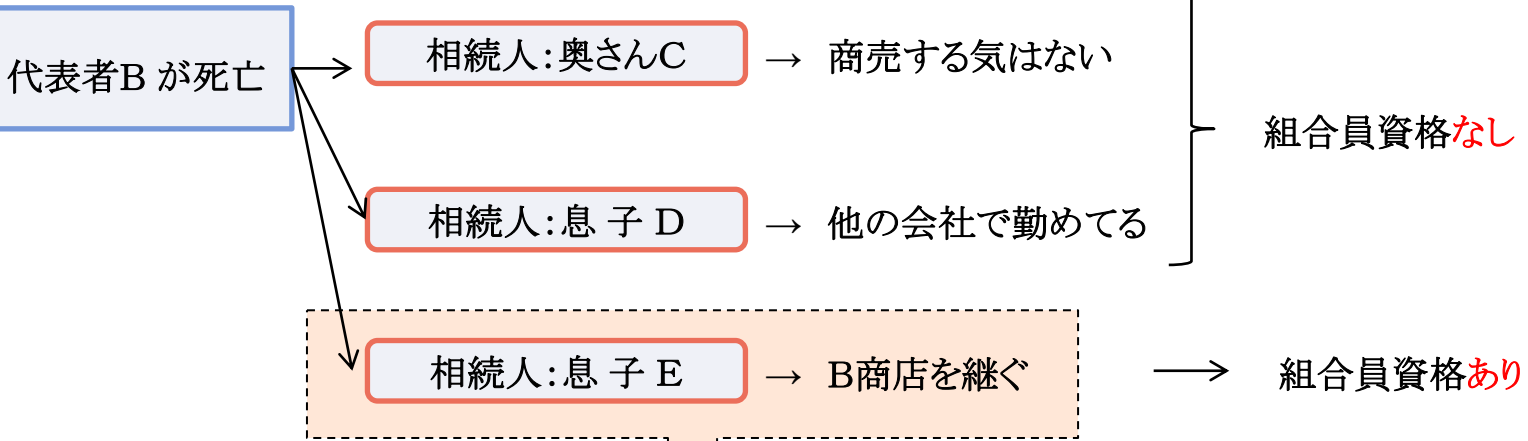
先に申請のありました持分の譲渡につきましては平成〇年〇月〇日開催の当組合理事会において承認されましたので、通知します。

第11条（相続加入）

この規定は、個人事業者を想定した規定。（法人である組合員には該当しない。）



代表者Bの相続人へ持分を払い戻す。



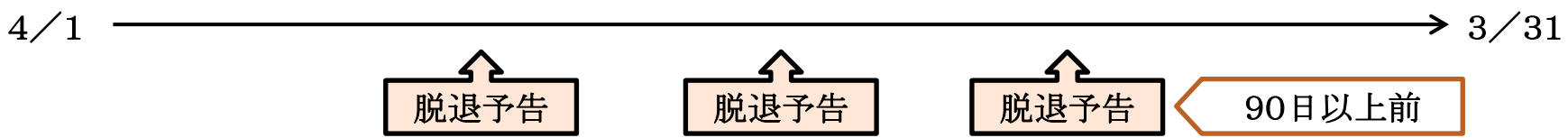
相続開始後30日以内に加入の申出
+
他の相続人(C+D)の同意書を提出

相続加入
(相続開始時に組合員になったとみなす。)

第12条（自由脱退）

脱退の種類

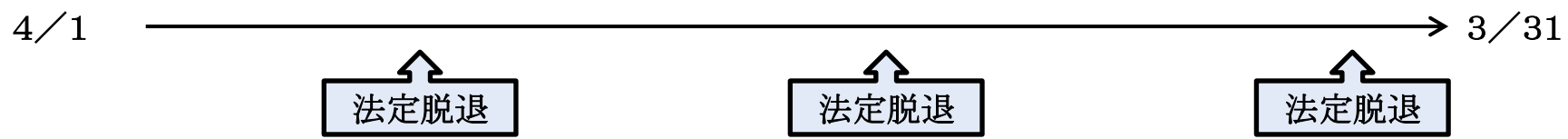
①自由脱退 → 組合員が任意に脱退する場合。原則、年度末90日前までに事前連絡が必要。



注意：どのタイミングで脱退予告をしても、脱退する時期は、**事業年度末**となる。（年度末まで組合員）

90日を下回った場合でも、他の組合員や第三者保護の面で組合が問題ないと判断した場合は短縮可能。

②法定脱退 → 組合員の資格喪失・死亡や解散・除名などにより脱退する場合。



注意：法定脱退の場合は、その**事実が発生した時点**で脱退となる。

第12条（自由脱退）

脱退届 → 自由脱退、法定脱退ともに脱退する場合は脱退届を提出してもらおう。

自由脱退の場合（様式）

		令和 年 月 日
〇〇〇組合理事長 殿		
	住 所	
	氏 名	印
脱 退 予 告 書		
このたび下記の理由により貴組合を脱退したいので定款〇〇条の規定により予告いたします。		
	記	
脱退の理由		

法定脱退の場合（様式）

		令和 年 月 日
〇〇〇組合理事長 殿		
	住 所	
	氏 名	印
脱 退 届		
このたび事業の廃止を余儀なくされたため中小企業等協同組合法第19条の規定により貴組合を脱退することとなりましたのでお届けいたします。		

第13条（除名）

① 理事会の開催

本当に除名事由に該当するのか？ 明確な理由がない中での、除名は組合側にとって非常にリスクが高い。(裁判トラブル等)

② 除名決議通知書の発送

対象の組合員へ、『除名決議通知書』を、総会の**10日以上前**に到達するように発送。
(短縮は出来ない。)

- 内容は
- ① 除名の決議を行う旨
 - ② その理由
 - ③ 弁明の機会を与える旨

除名決議通知書は、組合員名簿の住所に**配達証明**で発送する。
もし、受取を拒否された場合には、当該組合員が権利を放棄したもものとして扱える。
郵便局から戻ってきた書類は、証拠書類として残しておく。

③ 総会の招集手続き

通常の総会と同様に、定款で定める期間内で、組合員へ総会開催の案内を出す。

※ 除名決議通知書(様式)

令和 年 月 日	
〇〇〇〇 殿	
組 合 名	
理事長名	印
除名決議通知書	
平成〇〇年〇月〇日開催の本組合理事会において下記の理由により貴殿の除名決議案を通常(臨時)総会に提出することが議決されましたので通知いたします。	
なお、通常(臨時)総会において貴殿に対して弁明の機会を与えますからご出席のうえ弁明されるようお知らせいたします。	
記	
1. 除名の理由	
2. 総会の日時	
3. 場 所	
4. 目的たる事項	
(1) 組合員〇〇除名に関する件	
(2) ……	

第13条（除名）

④ 総会の開催 + 除名による脱退

総会では、除名対象者に、弁明の機会を与える。本人が欠席した場合は、自ら権利を放棄したものと扱われる。本人不在でも総会は成立する。除名は、総会の特別議決事項となる。除名が決議された時点で、**法定脱退**となる。

⑤ 除名決定通知書の発送

除名が、総会において議決されたときは、対象の組合員へ『除名決定通知書』を発送する。

内容は ① 除名が総会で決定した旨
② 除名決議した理由

除名決定通知書は、**内容証明+配達証明**で発送する。

配達証明 → 郵便局が配達したことを証明する。
後日、配達完了のハガキがくる。

内容証明 → 郵便局に文書の謄本を提出してその内容を証明する。
所定の書き方があるので注意。

※ 除名決定通知書(様式)

	令和 年 月 日
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 殿	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇市〇丁目〇番〇号
	〇〇〇組合
	代表理事 〇〇〇〇 印
	除名決定通知書
	本組合は、令和〇〇年〇月〇日開催の通常（臨時）総会において下記の理由により貴殿を除名することを議決しましたので、通知いたします。
	記
除名を決議した理由	

⑥ 法定な対抗要件

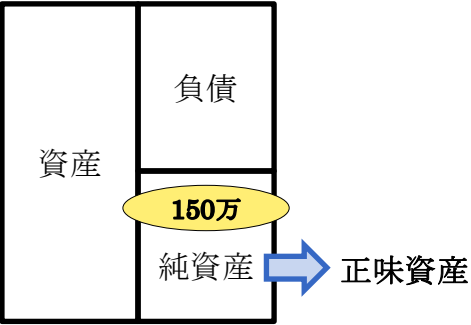
除名決定通知書により、除名した旨を当該組合員へ通知しなければ、法律的に対抗できない。
当該組合員が行方不明・受取拒否をした場合であっても、通常到達すべき期日をもって、法律的に有効となる。

第24条（持分）

持分とは → 組合員が組合財産に対して、共有部分として有する計算上の価格（自分の財産的な取り分）

持分算定方法

① 改算式



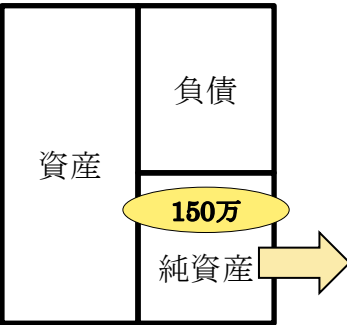
$$\text{正味資産} \div \text{出資の総口数} = \text{1口あたりの持分}$$

例) 出資一口10,000円 ・ 出資総口数 100口

正味資産1,500,000 ÷ 100口 = 15,000円

出資一口あたりの持分 = 15,000円

② 加算式



		算定基準
出資金	1,000,000	出資額
資本準備金	50,000	出資額
法定準備金	150,000	利用分量
特別積立金	150,000	利用分量
法定繰越金	50,000	利用分量
繰越利益	100,000	出資額
純資産	1,500,000	

例) 出資一口10,000円 ・ 出資総口数 100口

	1口出資の A さん	2口出資の B さん
出資額	× 1/100 10,000	× 2/100 20,000
出資額	× 1/100 50	× 2/100 100
利用分量	× 0.5% 750	× 1% 1,500
利用分量	× 0.5% 750	× 1% 1,500
利用分量	× 0.5% 250	× 1% 500
出資額	× 1/100 1,000	× 2/100 2,000
Aさんの持分	12,800	Bさんの持分 25,600

第14条(脱退者の持分の払戻し)

組合員が脱退したときは、定款の規定に基づき、持分を払い戻す。

例) 出資一口10,000円 ・ 出資総口数 100口 ・ 出資一口あたりの持分 = 15,000円

① 出資額限度の払戻

出資した金額を限度として、持分を払い戻す。 → 払い戻す金額は、1口あたり 10,000円。

② 持分全額の払戻

一口当たりの持分額、全てを払い戻す。 → 払い戻す金額は、1口あたり 15,000円。

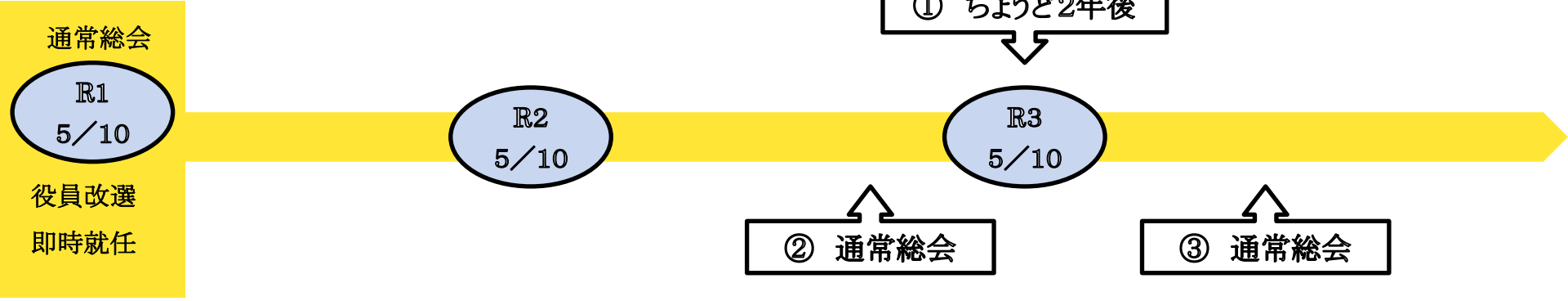
第26条（役員任期）

定款の任期が『2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。』の場合



- ① 2年
- ② 2年経過する前に、2回目の通常総会を開いたら、その終結時で任期満了
- ③ 就任後、第2回目の通常総会が、2年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期伸長

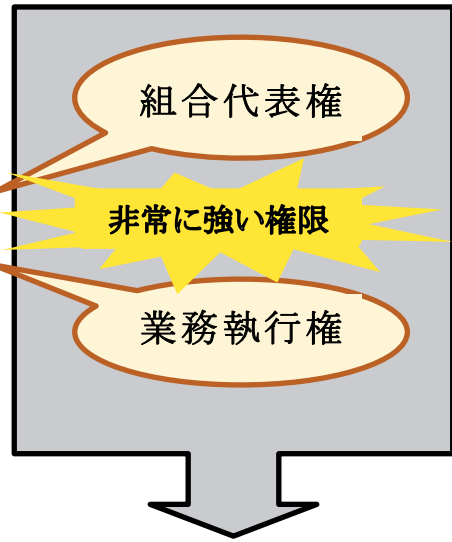


上記 ① ② のどちらかに該当した場合に任期満了となる。
例外として ③ も認められる。

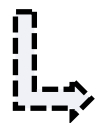
第30条 (代表理事の職務)



代表理事



代表理事の行為は、組合の行為とみなされる。



総会決議で禁止されていない時に限り、特定の行為を代理人に委任できる。(特定の事項に限られ包括的に代理できない)



代表理事が、他人に損害を加えた場合、組合が賠償責任を負う。

代表理事の権限を制限することができる (〇〇の行為については理事会の決議が必要など)



権限が制限されていることを知らずに取引した相手方は、組合が責任を負わなければならない。
(代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。)



副理事長



偽って取引

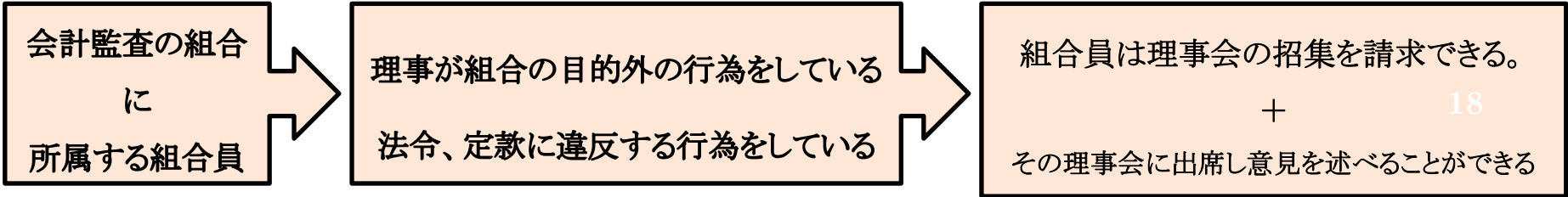
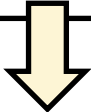


善意の第三者

副理事長が行った行為について組合が責任を負う。

第31条 (監事の職務)

	会計監査	業務監査
権 限	会計に関する監査のみ	会計に関する監査 + 理事の業務執行の監査
理事会の招集	通知しても、しなくても良い	通知義務あり
理事会への出席	出席しても、しなくても良い	出席義務あり
理事会議事録への記名押印	出席監事は、 記名押印義務あり	出席監事は、 記名押印義務あり
組合員の理事会招集請求権	組合員に権利あり	組合員に権利なし



第33条（役員選挙）

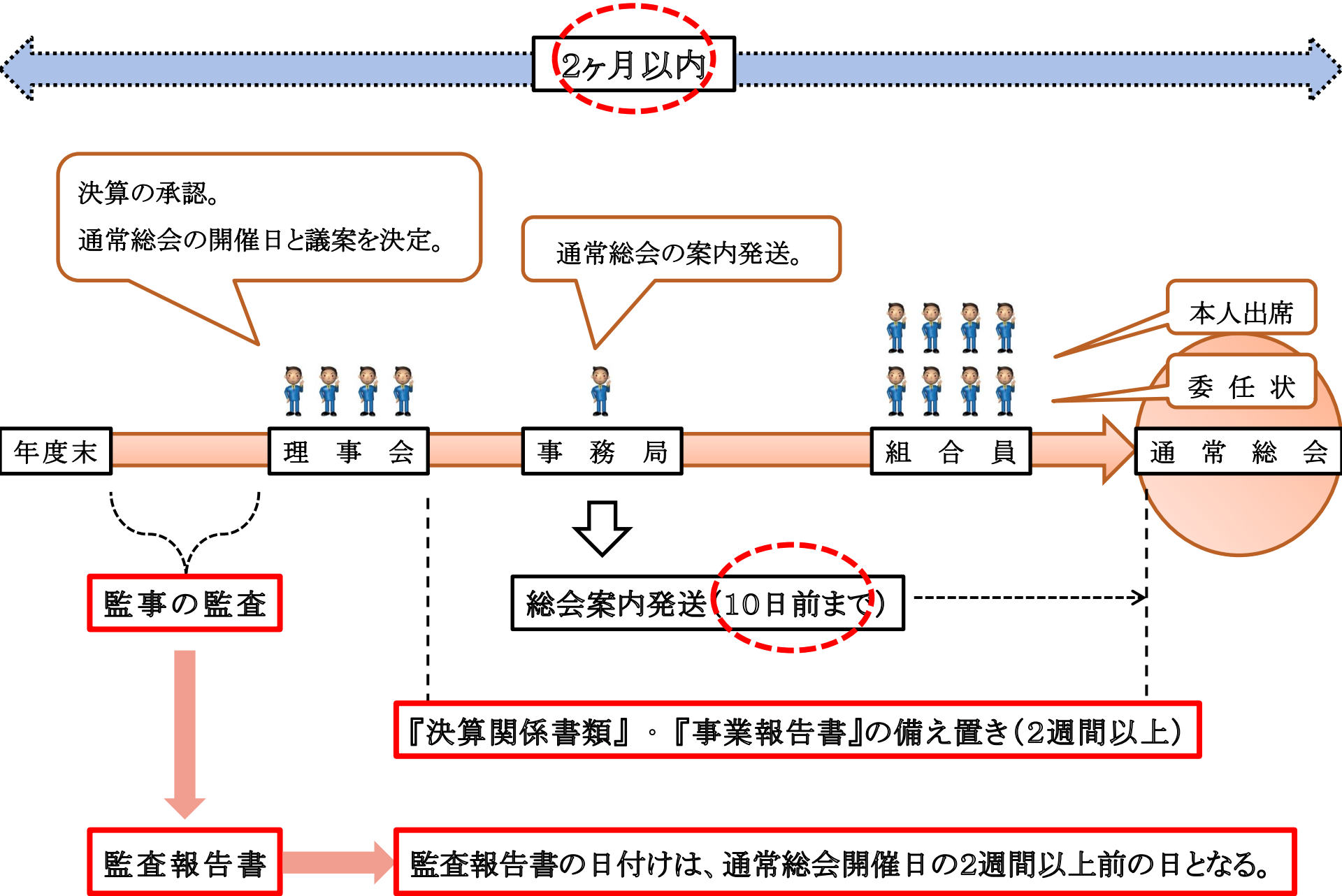
原則は投票とし、総会出席者全員の同意があれば指名推選の方法で行うのが一般的。

■ 候補者制（立候補制、推薦制）

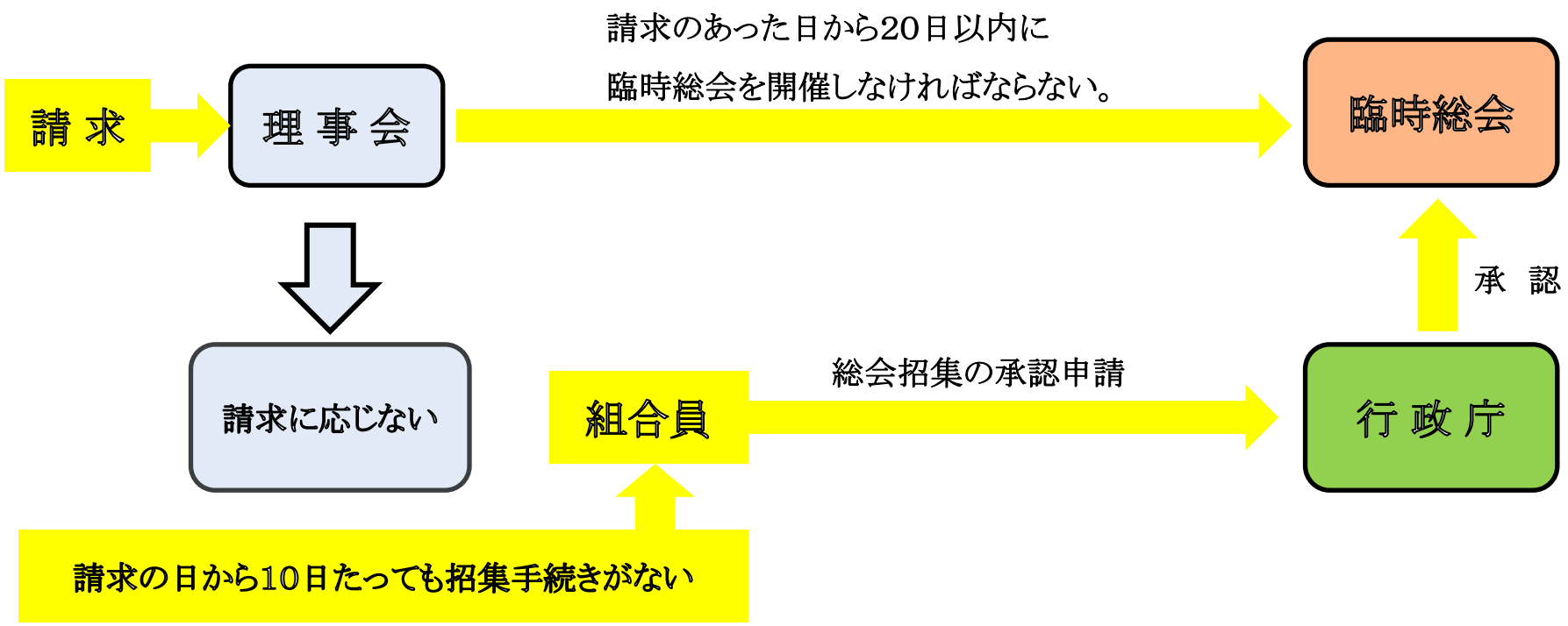
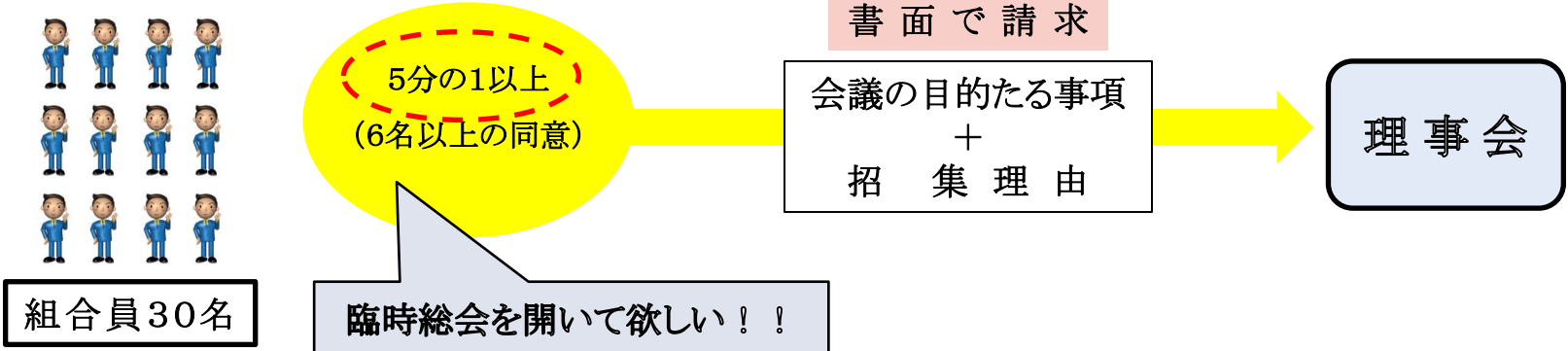
- ① 立候補者、被推薦者を募集する。（総会会日の20日以上前）
- ② 立候補者、被推薦者は総会会日の15日前までに、組合へその旨を届け出る。
- ③ 組合は、総会招集通知に、立候補者、被推薦者の名簿を同封する。（総会会日の10日以上前）
- ④ 総会で、名簿の中から無記名投票を行う。
- ⑤ 立候補者、被推薦者の数が、役員の定数内である時は、選挙をせずに当選する。

■ 選任制

- ① 地域別に、集会等を開いて推薦委員を決める。（推薦委員になるには、地域毎の組合員の過半数の承認が必要）
（推薦委員の人数は、定款に別表を作り、そこで定める。地域ではなく業種などで定めることも可能）
- ② 各地域より選出された推薦委員による推薦会議を開催し、役員候補者を決める。（推薦委員3分の2以上の承認）
- ③ 理事会に報告する。（理事会では決定事項を受け、名簿等を作るだけ。否認はできない。）
- ④ 総会で、推薦会議の候補者案で良いか議決する。
（議決の方法は、無記名投票。但し、3分の2以上の承認があれば挙手や起立など無記名投票以外でも可能）



第42条（臨時総会の招集請求）



第43条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇組合 理事長 殿

組合員 住所

氏名・名称

印

委 任 状

私は、〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、令和〇年〇月〇日開催の〇〇〇〇〇組合通常総会において議決権及び選挙権
を行使する権限を委任します。

あらかじめ通知のあった事項に限り **他の組合員・親族・常時使用する使用人** に、委任することができる。

一人の組合員が受けられる委任状の数 → **定款で定めた人数以内。法律上、最大で4人まで。**

注意① 法人組合員の場合、代表権を持たない役員（社長以外の専務等）が総会に出席する場合には、委任状が必要です。

注意② 白紙委任状（誰に委任するか明記していない委任状）は、理事長に代理人の選定をまかせたという委任状です。

注意③ 代理人に委任する場合には、委任状に自己の会社名・代表者名・代表印を明記するようにしましょう。

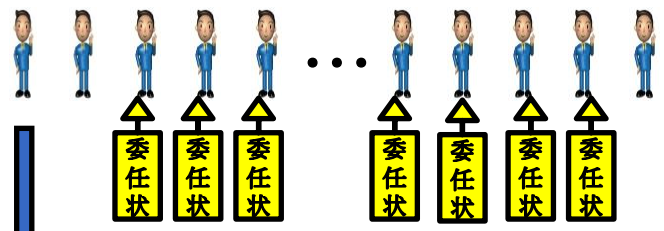
第44条 (総会の議事)、 第45条(総会の議長)、 第46条(緊急議案)



組合員 30 名

15名以上の出席で総会が成立

仮に...



本人出席 14 名

委任状 7 枚

出席組合員 21 名
(うち委任状 7 名)

議長

議決権停止 (委任状をもっている場合、委任状無効)

有効な議決権 20 票 (うち委任状によるもの 7 票)

普通議決

出席者の過半数で決する。

有効な議決権 20 票 の過半数

11 票 の賛成が必要。

賛成 10 票 ・ 反対 10 票 の場合

議長が決定する！

特別議決

出席者の 2/3 以上で決する。

有効な議決権 20 票 の 2/3 以上

14 票 の賛成が必要。

$$20 \times 2/3 = 13.33333$$

切り上げて、14 とする。

緊急議案

事前に通知していなかった議案

委任状は、全て無効となる！！

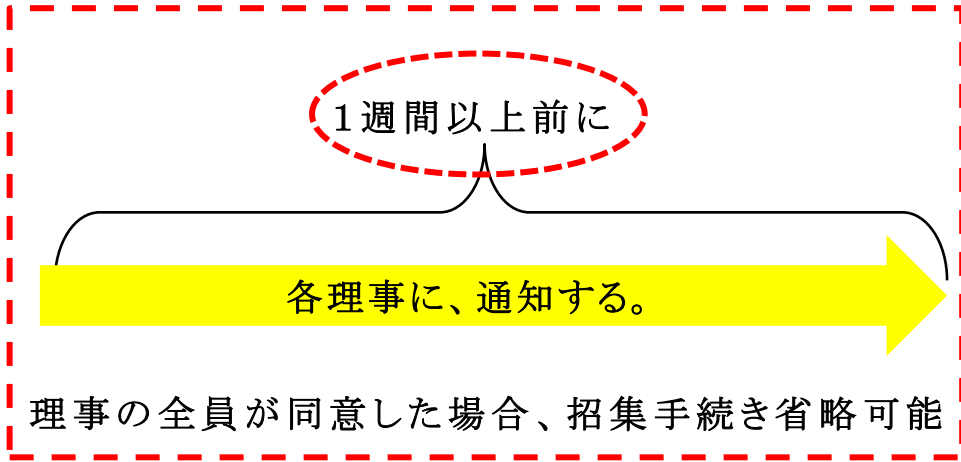
本人出席は 14 名 → 総会不成立

本人出席が 15 名の場合

- ① 緊急議案を議案とすることに 2/3 以上の同意 (10 名以上)
- ② 本人出席者 (議長を除く 14 票) の過半数で決する。 (8 票以上)

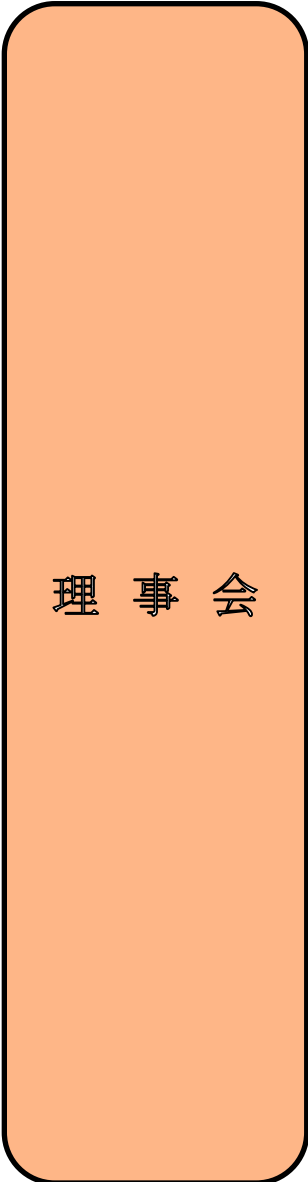
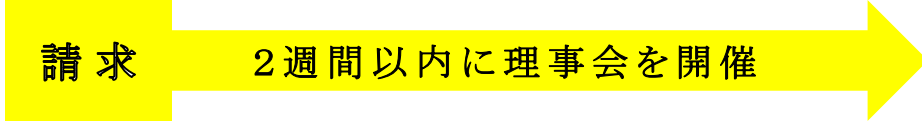


理事長



招集権者

定款で定めれば
理事長以外でも可能

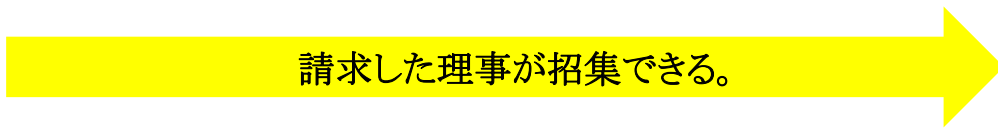


理事会の目的を示して
理事会の招集を請求

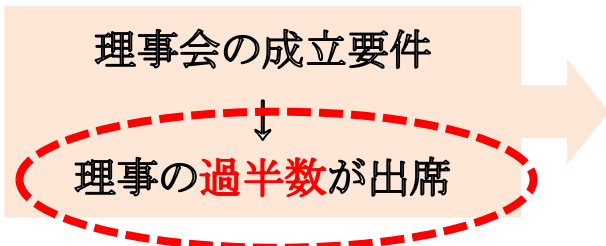
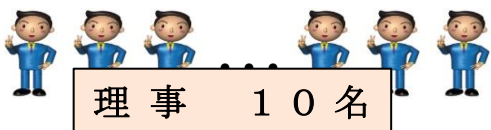


理事

請求の日から5日たっても招集手続きがさない



第51条 (理事会の決議)

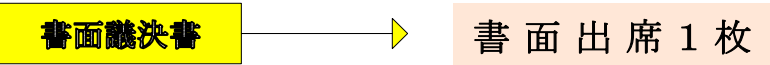


6名以上の出席で理事会成立

仮に..



注意 理事会は、委任状による出席は認められない。



出席理事 6名 (うち書面出席 1名)

※ あらかじめ通知の合った事項のみ、書面で賛成・反対の意思表示をすることができる。



議長 理事会では、議長の議決権は停止されない。

特別利害関係人 理事会の決議によっては、特をしたり損をしたりする理事。議決に参加できない。

緊急議案が発生 決議可能。ただし書面出席者は、出席理事から除外される。

第56条（利益準備金）、第58条（特別積立金）、第59条（教育情報費用繰越金）

利益準備金 → 出資総額の2分の1に達するまで、当期純利益金額の10分1以上を積み立てる。

特別積立金 → 出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分1以上を積み立てる。（上限なし）

教育情報費用繰越金（法定繰越金） → 当期純利益金額の20分1以上を繰り越す。

当期純利益金額 → 当期の利益 − 前期繰越損失

事業協同組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定	平成 12 年 4 月 11 日	12 全中発第 20 号
改正	平成 13 年 3 月 28 日	12 全中発第 1952 号
改正	平成 15 年 2 月 1 日	14 全中発第 1139 号
改正	平成 18 年 7 月 5 日	18 全中発第 422 号
改正	平成 19 年 3 月 23 日	18 全中発第 1777 号
改正	平成 24 年 6 月 1 日	24 全中発第 050710 号
改正	平成 27 年 10 月 1 日	27 全中発第 09143 号
改正	令和 3 年 7 月 30 日	2021 全中発第 063011 号

〇〇協同組合定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、〇〇協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、〇〇の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を〇〇市（町村）に置く。

(注 1) 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

(注 2) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、主たる事務所を〇〇市（町村）に、従たる事務所を〇〇市（町村）に置く。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、〇〇県（都道府）において発行する〇〇新聞に掲載してする。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

- 2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、規約及び共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。
-

(注1) 共済事業を実施しない場合は、見出し及び第1項中の「規約等」を「規約」に変更するとともに、第2項及び第3項中の「及び共済規程」「及び責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

(注2) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜選択すること。

(注3) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う〇〇品（原材料を含む。以下同じ。）の共同生産
- (2) 組合員の取り扱う〇〇品の共同加工

- (3) 組合員の取り扱う〇〇品の共同販売
 - (4) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買
 - (5) 組合員の取り扱う〇〇品の共同保管
 - (6) 組合員の取り扱う〇〇品の共同運送
 - (7) 組合員の取り扱う〇〇品の共同検査
 - (8) 組合員の取り扱う〇〇品の共同受注
 - (9) 組合員の取り扱う〇〇品の共同宣伝
 - (10) 組合員の取り扱う〇〇品の市場開拓
 - (11) 組合員の事業に関する調査・研究
 - (12) 組合員の事業に関する〇〇の研究開発
 - (13) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
 - (14) 組合員のためにする共同労務管理
 - (15) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
 - (16) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
 - (17) 組合員の〇〇事業に係る〇〇に関する債務の保証
 - (18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (19) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (22) 組合員のためにする損害保険（共済）の代理店業務、生命保険（共済）の募集に関する業務
 - (23) 組合員のためにする〇〇に生ずる損害又は〇〇に生ずる傷害をうめるための〇〇共済事業
 - (24) 組合員のためにする中小企業等協同組合法第9条の7の2第1項第1号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業
 - (25) 前2号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
 - (26) 組合員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (27) 組合員の取り扱う〇〇品についての前払式支払手段（商品券）の発行
 - (28) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第17号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
 - 3 第1項第23号に掲げる共済事業及び第24号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。
 - 4 第1項第24号の規定により火災共済契約を締結する場合は、共済契約者1人の共済金額の総額が、〇〇万円を超えてはならないものとする。
 - 5 第1項第25号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は〇〇万円

を超えてはならないものとする。

(注1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

(注2) 事業の記載にあたっては、実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に列挙すること。

(注3) 建設工事業等にあつては、第1項第8号を「組合員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。

(注4) 第1項第12号の「○○」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。

(注5) 第1項第16号の金融機関は、組合員の取引の実情に応じて加減すること。

(注6) 第1項第17号の「組合員の○○事業」には組合員たる資格に係る事業を、また、「○○に関する債務」には組合が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。

(注7) 第1項第23号、第24号の事業を実施する組合は、次の規定を置くこと。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

第7条の2 共済事業に損失を生じた場合であつて、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(注8) 第1項第27号の()内には、発行する前払式支払手段の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注9) 第4項の規定は、共済契約者1人につき共済金額が30万円、第5項の規定は、給付事由ごとに給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。

(注10) 商店街協同組合等であつて、組合員の取扱品の種類を列挙しがたいものは、第1項第1号から第10号まで及び第27号を次のように記載してもよい。

- (1) 組合員の取扱品(原材料を含む。以下同じ。)の共同販売
 - (2) 組合員の取扱品の共同購買
 - (3) 組合員の取扱品の共同保管
 - (4) 組合員の取扱品の共同運送
 - (5) 組合員の取扱品の共同宣伝
 - (6) 組合員の取扱品の市場開拓
 - (7) 組合員の取扱品についての前払式支払手段(商品券)の発行
-

(※) ()内には、発行する前払式支払手段の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注 11) チケット発行事業を実施する組合にあっては、第 1 項中に次の 1 号を加えること。なお、クレジット・カード又はサービス券の発行事業を行う組合にあっては「チケット」を「クレジット・カード」又は「サービス券」（サービス券の内容を特定する組合にあっては、「スタンプ」又は「ポイント・カード」等）と記載すること。

○ 組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケットの発行及びこれに関連する事業

(注 12) 外国人技能実習生共同受入事業を行う組合にあっては、第 1 項中に次の 2 号を加えること。

○ 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業

○ 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業

(注 13) 登録支援機関として特定技能外国人の支援を行う組合にあっては、第 1 項中に次の 1 号を加えること。

○ 組合員のためにする特定技能外国人支援事業

なお、特定技能外国人支援事業において、職業紹介事業を併せて行う場合には「特定技能外国人に係る職業紹介事業」と併記すること。また、外国人技能実習生共同受入事業及び特定技能外国人支援事業の両方に係る職業紹介事業を行う場合には「外国人技能実習生受入れ及び特定技能外国人に係る職業紹介事業」と記載することもできる。

(注 14) 特定地域づくり事業協同組合制度を利用する組合にあっては、第 1 項中に次の 1 号を加えること。

○ 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

(※) 上記に加えて、人口急減法第 10 条第 2 項に規定される事業を行う組合は実施事業を具体的に記載すること（例：移住支援事業）。

○ 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施に関する事業としての○○事業

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ○○品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3) ……………

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
-

(注1) 事業協同小組合の団体加入を認める組合にあっては、本条第1項を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) ○○品の生産を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有すること
- (2) 前号の事業者で組織する事業協同小組合

(注2) 「○○品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「○○品の○○加工」と、資格事業が商業のときは「○○品の○○販売」と、資格事業がサービス業のときは役務の種類に応じ具体的に書き替えること。

(注3) 商店街協同組合にあっては、本条第1項を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、小売業又はサービス業を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有する者とする。

(注4) 組合員資格は、組合組織の基本的な問題であるから、将来疑義が生じないよう明確に規定すること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻し

について各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。

なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 2) 持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(※) 分割払込制をとる組合にあっては、第 2 項として次の規定を加えること。

2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注 3) 持分の計算について簿価財産限度（帳簿価格による財産を限度として払い戻す方法）の払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、当該事業年度末の決算貸借対照表における出資金、資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等の合計額から、当期剰余金処分による配当金額及び固定資産の時価に対しての評価減の額を控除した金額につき、その出資口数に応じて算出した額を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 4) 各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を払戻額の下限とすること。

(使用料又は手数料)

第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(注 1) 共済事業（附帯事業を含む。）のみを行う組合は、本条を削除すること。

(注 2) 共済事業と経済事業を兼業する場合には、次のように記載すること。

(経費の賦課)

第 16 条 本組合は、その行う事業（共済事業を除く。）の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 18 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつ

でも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が〇〇円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が〇〇人を超えたとき
-

(注) 組合員名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。）をもって作成するときは、第1項中の「記載」を「記録」に変更すること。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した組合員
 - (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員
-

(注) 第41条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合を定めることができるので、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、〇〇円とする。

(注1) 出資1口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

(注2) 最低出資口数を設ける組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(出資1口の高額及び最低出資口数)

第21条 出資1口の高額は、〇〇円とする。

2 組合員は、〇口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第22条 出資第1回の払込金額は、1口につき〇〇円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利〇〇%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあつては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる場合の規定である。加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第24条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。

- (2) 資本剰余金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
 - (3) 利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。
 - (4) 繰越剰余金又は繰越損失金については、各組合員の出資額により算定する。
 - (5) 土地等の評価差額金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。
- 2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第58条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様とする。
- 3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。
- 4 持分の算定にあたっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。
- (注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。
-

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数等)

第25条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 〇人以上〇人以内
- (2) 監事 〇人以上〇人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(注1) 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上であるが、単に「〇人以上」又は「〇人以内」と記載しないこと。

(注2) 定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名のときは、「〇人又は〇人」と記載すること。

(役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 〇年又は任期中の第〇回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第〇回目の通常総会が〇年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

- (2) 監事 △年又は任期中の第△回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第△回目の通常総会が△年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。
-

(注1) 役員の任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務（第31条）について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、現行の監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

（員外理事）

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、○人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第25条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

（員外監事）

第28条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

- (1) 組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
 - (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役員若しくは使用人でなかったこと。
 - (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。
-

(注1) 本条は、組合員数が事業年度開始の時点で1,000人（共済事業を実施する組合の組合員に組合が加入している場合には組合員である組合の組合員数を加味した数）を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は次のように記載すること。

(員外監事)

第28条 監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、〇人を超えることができない。

(注2) 員外役員を認めない組合にあつては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第27条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選定)

第29条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあつては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く組合にあつては、「1人を副理事長」とあるのは「〇人を副理事長」と改めて書き替えること。また、定数は確定数で記載すること。

(代表理事の職務等)

第30条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第31条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
-

(注1) 本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2) 監事に理事の業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第32条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(注1) 役員選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第33条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

(1) 組合員又は組合員たる法人の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であつて、理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者

(※1) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

-
- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
-

(※2) 本条は当日立候補制を認める場合の規定である。事前に立候補を締め切る場合は以下の2項を書き加えること。ただし、指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとらないものは規定できないので、注意すること。

- 5 第1項の役員の選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその〇〇日前までに公告するものとする。
 - 6 第1項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の〇〇日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。
-

(注2) 投票を単記式によって行う組合にあつては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(注3) 役員の選出につき選任の方法をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(役員の選任)

第33条 役員の選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。
 - 3 推薦会議は、別表に掲げる地域ごとに同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
 - 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
 - 5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
 - 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
 - 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあつては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
 - 8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。
-

(※1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分ごとに選

出してよい。

- (※2) 総代会を置く組合にあっては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいくつかを統合した区分ごとに選出してもよい。
 - (※3) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。
 - (※4) 無記名投票によらず選任を行う組合は、第6項を削除し、次項以降の項数を繰り上げるものとする。
-

(理事及び監事の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。その場合は、本条を次のように記載すること。

(理事及び監事の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事については総額〇〇円以内、監事については総額〇〇円以内とする。

(役員の実任免除)

第35条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 監事に理事の業務監査権限を与えない組合は、本条を規定することができないので削除すること。

(員外理事及び監事との責任限定契約)

第36条 本組合は、員外理事及び監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以上とする。

(顧問)

第37条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 38 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10 分の 1 を下回る割合を定めることができるので、10 分の 1 を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職 員)

第 39 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 40 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する法律上の規定は存在しないため、「毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する」旨（毎事業年度終了後 3 月以内の招集）の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。「毎事業年度終了後 2 か月以内に通常総会を開催する」旨（毎事業年度終了後 2 月以内の招集）を規定している組合の多くは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第 75 条の 2（確定申告書の提出期限の延長の特例）及び法人税基本通達 17-1-4 の 2（定款の定めにより 1 月間の提出期限の延長を受けることができる法人）等に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第 41 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
 - 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
 - 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の経路を経ることなく総会を開催することができる。
-

(注1) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(注2) 第1項はバーチャルオンリー型組合総会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総会を開催する組合は、次のように記載すること。

第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

(臨時総会の招集請求)

- 第42条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。
-

(注) 臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第43条 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、〇人以内とする。

- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。
-

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる組合にあつては、見出し及び本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(注3) ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に代理人の範囲をリアル出席者への委任のみに制限する組合においてはその旨を定めること。

(総会の議事)

第44条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(注) 第35条及び第36条を記載する場合は、「中小企業等協同組合法（以下「法」という。）」を「法」と書き替えること。

(総会の議長)

第45条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第46条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項の規定により招集の手続を経ることなく総会を開催した場合にあつては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

(注) ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に緊急議案の手続を制限する組合においてはその旨を定めること。

(総会の議決事項)

第47条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度

- (4) 1 組合員のためにする組合員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度
 - (5) その他理事会において必要と認める事項
-

(注) 第7条第1項第15号の事業（金融事業）又は同項第16号若しくは第17号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条（2）から（4）のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

（総会の議事録）

第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注1) 第2項（2）「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合総会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総会を開催する場合には「開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）」と記載すること。

(注2) 第2項（10）中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、（11）は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜選択すること。

（理事会の招集権者）

第49条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注1) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(注2) 理事会の招集権者の順位をあらかじめ定めておく場合は、第1項の次に新たに第2項として下記のとおり書き加え、第2項及び第3項を第3項及び第4項と書き替えること。

2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

(注3) 監事に業務監査権限を与える組合は、第2項及び第3項中の「理事」を「理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の招集手続)

第50条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができるので、1週間を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の決議)

第51条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事

項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、そ

の請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

⑤ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注1) 第3項(2)「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合理事会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合理事会を開催する場合には「開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）」と記載すること。

(注2) 第3項(10)、(13)③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第54条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年△月△日に終わるものとする。

(注) 特定地域づくり事業を行う組合にあっては、国庫補助等を受ける関係から、事業年度を「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」とすることが望まれる。

(利益準備金)

第56条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条及び第59条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(注) 共済事業を実施する組合は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き替えること。

(資本剰余金)

第57条 本組合は、出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式を選択し、脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び加算方式を選択する組合の規定である。この方法以外の方法により持分の払戻しを行う組合にあっては、次のように記載すること。

(資本剰余金)

第57条 本組合は、加入金及び増口金を資本準備金として積み立てるものとする。

2 出資金減少差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、本条中「第14条」とあるのは「第14条第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第58条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を

特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第 59 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 19 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 60 条 本組合は損失をてん補し、第 56 条の規定による利益準備金、第 58 条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(注)任意積立金を積み立てる場合は、本文の「総会の議決によりこれを」の次に「他の組合積立金として積み立て、若しくは」を加えること。

(配当の方法)

第 61 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。
 - 3 配当金の計算については、第 24 条第 2 項の規定を準用する。
-

(注)分割払込制をとる組合にあつては、第 1 項、第 2 項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加えること。

- 3 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。
-

(損失金の処理)

第 62 条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(注)脱退者に対する持分の払戻しを出資額限度以外としている組合にあつては、本文の「その他資本剰余金」の次に「資本準備金」を加えること。

(職員退職給与の引当)

第 63 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第 55 条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から△年△月△日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 総代会を置く組合にあっては、第 6 章の規定は次のように記載し、第 6 条、第 7 条の 2、第 10 条、第 13 条、第 16 条、第 19 条、加算式の場合は第 24 条、第 26 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 58 条、第 60 条及び第 61 条中「総会」とあるのは「総代会」と、第 32 条中「並びに総会の決議」とあるのは「並びに総会及び総代会の決議」と書き替えること。

第 6 章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第 40 条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第 41 条 総代の定数は、〇〇人とする。

(総代の任期)

第 42 条 総代の任期は、〇年とする。

- 2 第 26 条第 2 項(役員の任期)の規定は、総代の任期に準用する。
-

(注) 総代の任期は、組合の実情に応じ、3 年以内において適宜定めること。

(総代の選挙)

第 43 条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

- 2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(注1) 業種別に総代を選挙する組合にあつては、本条第1項中「地域」とあるのは「業種」と書き替えること。

(注2) 連記式によって総代を選挙する組合にあつては、本条第2項中「単記式無記名投票」とあるのは「連記式無記名投票」と書き替えること。

(注3) 役員を選出の方法として選任制を採用する組合にあつては、第33条(注3)第3項及び(※2)中「別表」とあるのは「別表1」と、本条第1項中「別表」とあるのは「別表2」と書き替えること。

(総代会の招集)

第44条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 第40条(総会の招集)の(注)を参照のこと。

(総代会招集の手続)

第45条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(注1) 総代会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(注2) 第1項はバーチャルオンリー型組合総代会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総代会を開催する組合は、次のように記載すること。

第45条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

(臨時総代会の招集請求)

第46条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総代会の招集請求については、総総代の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第47条 総代は、第45条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について選任の方法をとる組合であって、補欠の総代の選挙を総代会で行わないものは、見出し及び第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に代理人の範囲をリアル出席者への委任のみに委任を制限する組合においてはその旨を定めること。

(総代会の議事)

第 48 条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第 49 条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第 50 条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 45 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第 7 項の規定により招集の手続を経ることなく総代会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

(注) ハイブリッド型バーチャル組合総代会を開催する場合に緊急議案の手続を制限する組合においてはその旨を定めること。

(総代会の議決事項)

第 51 条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
 - (2) 1 組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は 1 組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
 - (3) 組合員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度
 - (4) 1 組合員のためにする組合員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度
 - (5) その他理事会において必要と認める事項
-

(注) 第 7 条第 1 項第 15 号の事業（金融事業）又は同項第 16 号若しくは第 17 号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条（2）から（4）のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総代会の議事録)

第 52 条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法

- (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注1) 第2項(2)「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合総代会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総代会を開催する場合には「開催日時及び場所（総代会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総代会の場所を定めなかった場合に限る。）」と記載すること。

(注2) 第2項(10)中の「総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第53条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注1) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(注2) 理事会の招集権者の順位をあらかじめ定めておく場合は、第1項の次に新たに第2項として下記のとおり書き加え、第2項及び第3項を第3項及び第4項と書き替えること。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

(注3) 監事に業務監査権限を与える組合は、第2項及び第3項中の「理事」を「理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の招集手続)

第54条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができるので、1週間を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の決議)

第55条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(理事会の議決事項)

第56条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総代会又は総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第57条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
 - ⑤ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限

る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
-

(注1) 第3項(2)「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合理事会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合理事会を開催する場合には「開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)」と記載すること。

(注2) 第3項(10)、(13)③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(総会の議決事項)

第58条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第59条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第60条 総会については、第45条(総代会招集の手続)、第47条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第49条(総代会の議長)、第50条(緊急議案)及び第52条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において第47条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第61条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置

くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く組合にあつては、第6章見出しに該当する機関名(部会、支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

第55条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。

2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第56条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第57条 本組合に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第58条 本組合に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる組合にあつては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第55条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

- 2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることはできない。
- 3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

必須

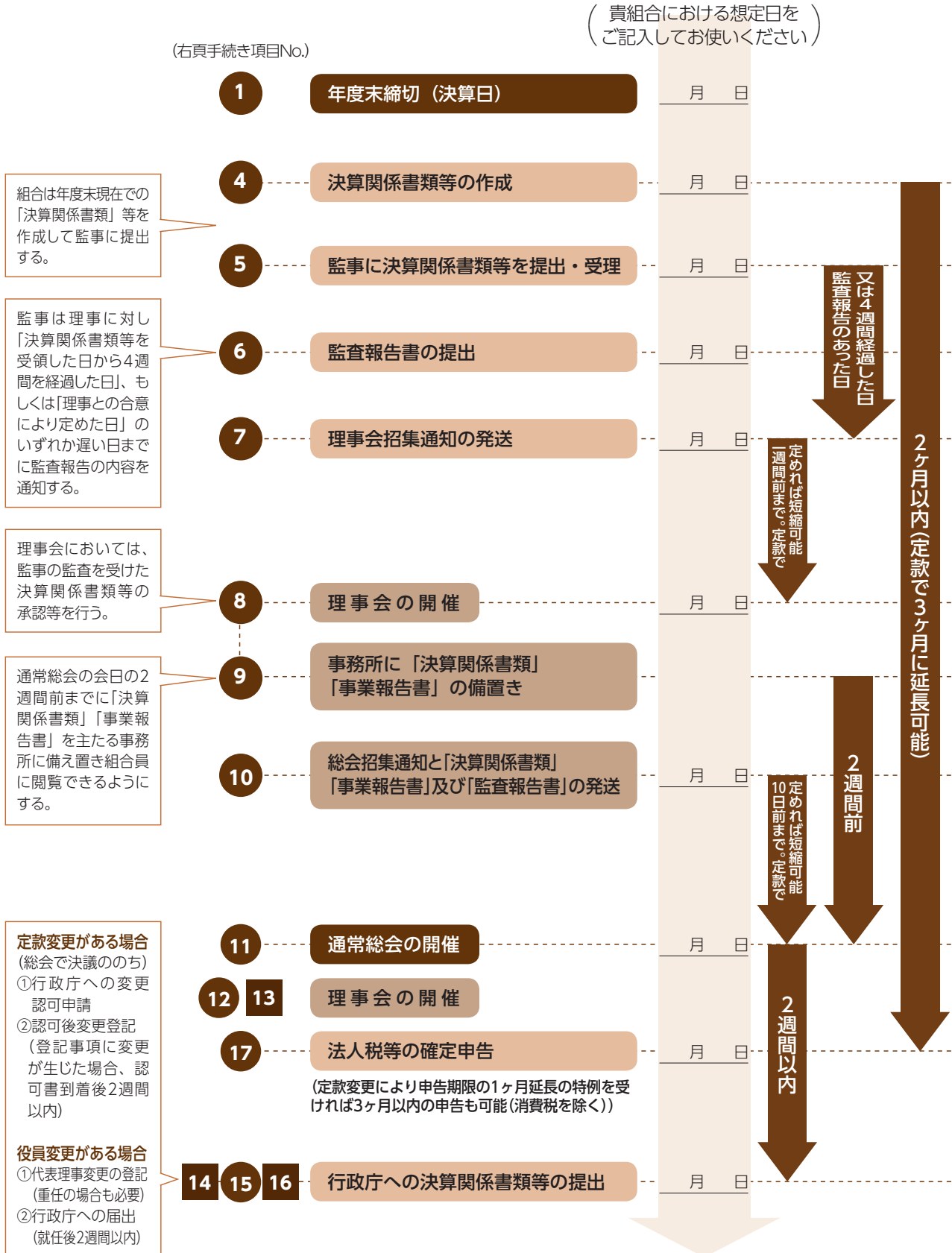
通常総会開催! ~手順をおさらい~

コピーして
使える!

組合の決算期を迎えるにあたり、通常総会までに組合が留意すべき事項について手順をご紹介します。

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。 なお、変更が生じた都度、登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	決算関係書類等の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているかなどに留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事の監査を受けた事業報告書、決算関係書類並びに事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 [中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヶ月以内(定款で3ヶ月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事の改選を行った場合、代表理事等を理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届	任期満了の改選を行った時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人道民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。 (事前に本会担当者にご相談ください。) [中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。 [中協法 第85条①]

※●印については、毎期の年度末の必須手続です。

※■印については、代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事に変更があった場合に行う手続です(代表理事変更登記は代表理事のみ該当)。

※●印、■印以外は、変更が生じた都度に行う手続です。